

令和5年度 米子市 育休任期付職員（保育士）採用試験 受験案内

令和6年1月22日
米子市

米子市では、育児休業を取得する職員の代替職員として「育休任期付職員（保育士）」を募集します。

◆育休任期付職員とは…

- ・育休任期付職員は、「地方公務員の育児休業等に関する法律」に基づき、育児休業を取得する定数内職員の代替職員として、任期を定めて採用する職員です。
- ・任期は、原則として職員の育児休業の取得期間となります。
- ・勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服务等）は、基本的に正規職員と同様ですが、育児休業は取得できません。
- ・任用中は、米子市職員として勤務条件だけではなく、職務に対する責任等も正規職員と同様となりますので、育児休業を取得している職員の業務を担当していただきます。

1 職種及び登録予定人員

職種	登録予定人員	職務内容
保育士	2名程度	市内公立保育園、公立認定こども園または児童発達支援センターあかしやに勤務し、保育業務に従事します。

2 受験資格

○ 児童福祉法に基づく保育士登録を受けている方
(採用日までに登録見込の方を含む。)

○ 年齢、性別は問いません。

(1) 日本国籍を有しない人で、次のいずれかに該当する人も受験できます。

- ・ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による永住者
- ・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者
- ※1 採用日までに永住権取得見込みの人を含みます。永住が認められなければ合格しても採用されません。
- ※2 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参加に携わる職以外の職に任用されます。

(2) 次に掲げる地方公務員法第16条に定める項目に該当する人は、受験できません。

- ・ 米子市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験日程及び会場

試験日	試験場所
2月25日（日）	米子市役所（米子市加茂町一丁目1番地）

○ 集合時間、場所等は、応募者に別途お知らせします。

4 試験方法及び内容

試験科目	配点	内容	回答時間
筆記試験	100点	保育指導案作成による保育に必要な知識、能力及び文章作成力についての筆記試験	60分
面接試験	200点	人柄などについての面接試験	

○ 筆記試験、面接試験には一定の基準があり、この基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とし、合格者数が採用予定人員を下回る場合があります。

5 申込み受付期間

令和6年1月22日（月）から令和6年2月16日（金）まで

- ・ 土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
- ・ 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。
- ・ 郵送による申込みの場合は、2月16日（金）必着で受け付けます。

6 受験手続

区分	内容
提出書類	<p>受験申込書 1部 自己紹介カード 1部 返信用封筒 1通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受験申込書及び自己紹介カードに必要事項を記載のうえ提出してください。 ・受験申込書には、写真を貼付してください。 ・受験票を郵送により返送するため、長形3号に84円切手を貼り、受験票の受取先（郵便番号・住所・氏名）を明記した封筒を併せて提出してください。
申込先	<p>米子市総務部職員課（本庁舎3階） 〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地 電話（0859）23-5344</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接持参、又は郵送により申し込んでください。 ・郵送で申し込む場合、封筒の表に「育休任期付職員 受験申込」と書いてください。
受験票の交付	<p>申込者には、後日受験票を郵送します。</p> <p>※2月21日（水）までに到着しないときは、米子市総務部職員課にお問い合わせください。</p>

- 受理した提出書類は、返却しません。
- 詳しいことは、米子市総務部職員課にお尋ねください。

7 試験結果の発表

区分	発表時期	発表の方法
最終合格者	3月上旬	受験者全員に対し郵送により通知します。

- 最終合格者の辞退等により、採用予定人員に欠員が生じた場合に限り、成績上位者から繰上合格を決定する場合があります。

8 任期

任期は、職員の育児休業の取得期間を限度とします。

- 任期は、おおむね1年以上3年未満で、職員の育児休業の取得期間に応じて決定します。
- 職員が、育児休業期間の延長を申請した場合、その期間内で任期を延長する場合があります。

9 勤務条件

休暇等の一部を除き、正規職員と原則同様です。

区分	内 容
給 料	月額162,100円～249,400円の範囲内で決定します。 ・一定の職歴等がある方は、その職歴に応じて所定の金額が加算される場合があります。
諸手当	住居手当、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当等の諸手当が、それぞれの条件に応じて支給されます。
勤務時間	勤務時間は、1週間当たり38時間45分です。 ・1日の勤務時間は、午前7時から午後7時までの間で、1日あたり7時間45分以内が割り振られます。 ・勤務時間及び勤務時間の割振りは、配属先により異なります。 ・保育園または認定こども園の開所日（土曜日を含む。）での交代制勤務です。
休日等	土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
休 暇	年次有給休暇、特別休暇等 ※ 育児休業は取得できません。
福利厚生	健康保険、年金は、市町村職員共済組合に加入

- 採用時までには給与改定・制度改正があった場合は、それによります。
- 採用後6か月間は、条件付採用となります。
- 地方公務員法が適用されるため、採用後は許可なく他の職（アルバイト等）に従事することはできません。

【参考】日本国籍を有しない職員の任用について

日本国籍を有しない職員は、次の業務及び職には就くことができません。

[代表例]

- (1) 公権力の行使に該当する業務
 - ア 許可、認可、免許等処分に関する業務（事業認可、建築確認等）
 - イ 検査に関する業務（立入検査等）
 - ウ 市税の賦課決定、徴収、滞納処分に関する業務
 - エ そのほか、市民の権利・義務を制限することとなる業務
- (2) 公の意思形成への参画に携わる職
本市行政について、企画、立案及び決定に参画する職（課長級以上の職）